

(12/1西日本)

携帯基地局設置相次ぐトラブル

紛争防止へ条例案

太宰府市議提案 説明会を義務化

太宰府市議6人が30日開会の市議会定例会に、携帯電話基地局の設置に際し、地域住民との紛争を防ぐことを目的とした条例案を提案した。携帯事業者が基地局を設置・改造する場合、着工の60日前までに事業計画書を市長に提出し、40日前までに住民説明会を開くことを義務化する内容。質疑は5日の予定。

一方、市側は今年7月、事業者による住民説明会などを努力規定として盛り込んだ実施方針を定めており、「条例までは必要ない」（市民生活部）との立場。

同市内の基地局数は131。篠栗町が2007年から、基地局に関する条例を施行している。

提案議員らによると、市内各地で事業者と住民のトラブルが相次いでお